平成２５年（フ）第２７７号
茨城県水戸市赤塚１丁目386番地の26　大井コーポ205号
債務者　石井　　亨
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２９１号
茨城県水戸市平須町1822番地の３　市営平須町住宅２棟１Ｆ３号
債務者　鴨志田朋子（旧姓大貫）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１８８号
茨城県石岡市総社１丁目13番２号　ＫＲハウス１Ｒ－１号
債務者　野口　美枝
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８９号
茨城県石岡市総社１丁目13番２号　ＫＲハウス１Ｒ－１号
債務者　野口　夏子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５９号
茨城県結城郡八千代町大字八町15番地１
債務者　野口　年正
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１６８号
茨城県猿島郡境町大字長井戸1303番地１
債務者　織原　秀雄
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１７２号
茨城県坂東市みどり町16番16号
債務者　田中　秀喜
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１７３号
茨城県常総市大輪町1515、住民票上の住所茨城県坂東市みどり町16番16号
債務者　田中真由美
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１７４号
茨城県古河市諸川471番地
債務者　寺門　良博
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１７６号
茨城県桜川市真壁町下谷貝1428番地
債務者　杉山　麻美
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１７９号
茨城県古河市幸町24―10　巻島方、住民票上の住所群馬県高崎市中居町２丁目４番地５第２桜ハイツ303
債務者　金井恵美子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１８６号
茨城県筑西市下中山301番地４　西筑波ハイツＢ202、前住所茨城県筑西市下中山582番地15
債務者　小川　靖浩
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第５１号
千葉県茂原市小林2544番地４　ディアレスト芝Ｉ202号
債務者　茂田　芳浩
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
千葉県茂原市小林2544番地４　ディアレスト芝Ｉ202号
債務者　茂田　純子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
千葉県長生郡一宮町一宮2966番地の１
債務者　渡邉亜由美
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
秋田県湯沢市千石町３丁目４番30号　ヴィラ・エスポアール101
債務者　熊谷　由香
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２６１号
函館市港町３丁目11番４号　ポートヴィレッジＡ棟１Ｆ右
債務者　山内　　勉
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
函館地方裁判所